

知っておこう！ 研究活動と著作権の大事な関係！

令和4年2月14日

新潟大学・地域創生推進機構
弁理士 宮田 敦久

1. 何が「著作物」？

著作物の例

言語の著作物

小説、論文、詩
俳句、講演

音楽の著作物

交響曲、ジャズ
演歌

舞踊又は無言劇の著作物

ダンス
パントマイム

美術の著作物

絵画、版画、彫刻
イラスト

建築の著作物

宮殿、凱旋門、城

地図、図形の著作物

設計図、図表

1. 何が「著作物」？

著作物の例

映画の著作物

劇場用映画
テレビゲームソフト
CM

写真の著作物

フィルム写真
デジタル写真

プログラムの著作物

コンピュータソフトウェア

二次的著作物

小説の翻訳・
漫画化・映画化
ポップスのジャズ風ア
レンジ

編集著作物

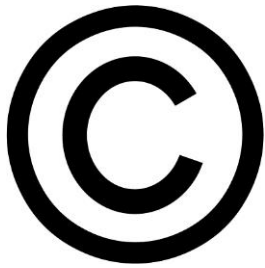
電話帳, 画集

データベースの著作物

学術論文を蓄積した
データベース

2. 著作者が持てる「著作権」とは？

著作権(財産権)



勝手にコピーされない権利

勝手に公衆に伝達されない権利

二次的著作物に関する権利

著作者人格権

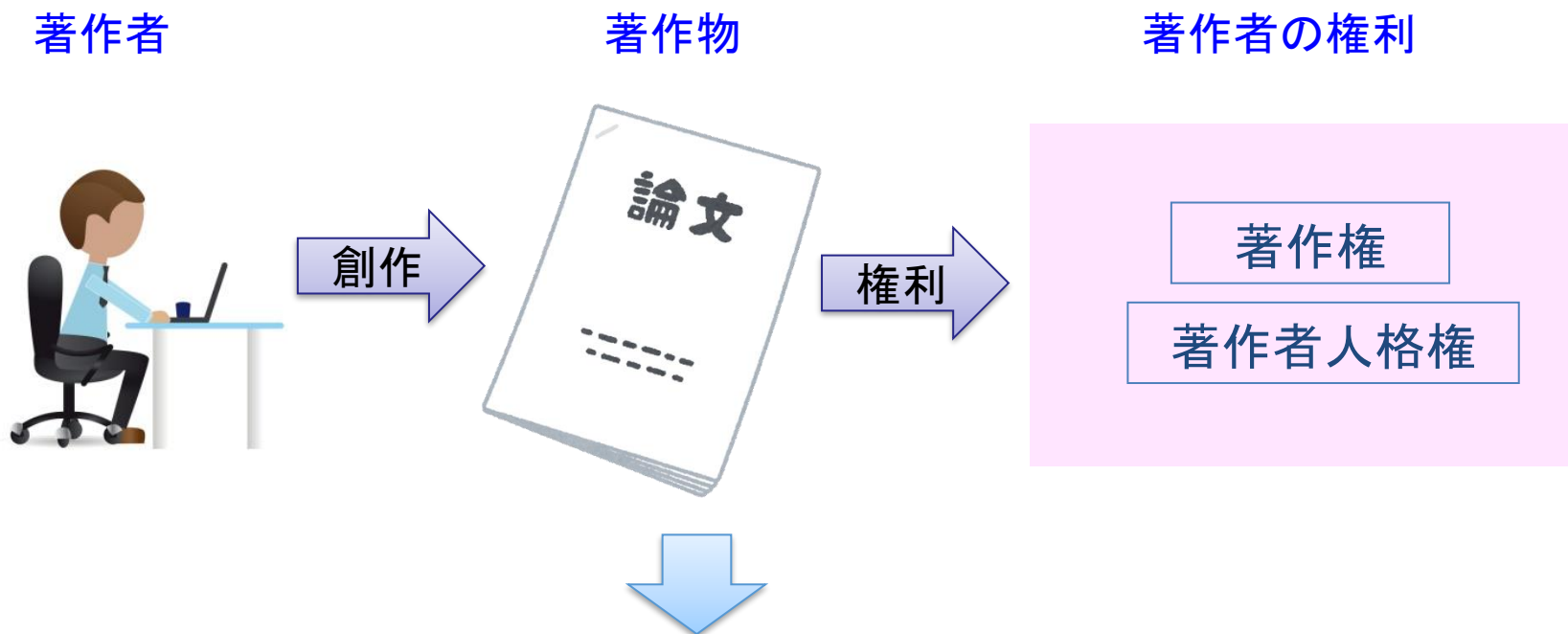
勝手に公表されない権利

勝手に氏名の表示方法を変えられない権利

勝手に手を加えられない権利

3. 自分が作ったものは全て自分が「著作者」?

- 著作者: 著作物を**創作した者**
- 著作者が**著作者の権利**(著作権と著作者人格権)を有する。



- 著作権: 自分の創作した**著作物を無断で利用されない権利**(コピーライト)
- 他人の著作物を利用するには, その他人から**許諾を受ける**必要がある
- 著作権者は, その著作物の利用を許諾して, **対価を得る**ことも可能

3. 自分が作ったものは全て自分が「著作者」？

- **共同著作物**： 2人以上で共同して創作した場合は、共同著作物となり、各人が共同著作者(全員が著作者)となる。

共同著作物の要件

① **各人の創作**

2人以上の者の創作行為があること

② **共同性**

共同して創作されたものであること

③ **分離利用不可能性**

各人の寄与を分離して利用することができないこと



- 作品をいつ公表するかを決めたり(著作者人格権の行使), 他人に著作物の利用を許諾(共同著作物の著作権の行使)するためには, **著作権者全員**の合意が必要



3. 自分が作ったものは全て自分が「著作者」？

- **職務著作(法人著作)**: 法人等の組織で創作される著作物の著作者は, 法人等の組織(大学)になる.

職務著作の5つの要件

- ① 著作物の作成についての**法人等の発意**
- ② 法人等の業務に**従事する者**による作成
- ③ **職務上**の作成(勤務時間外, 所定の勤務場所の外もあり得る)
- ④ 法人等の名義で**公表**
- ⑤ 別段の定めのないこと



3. 自分が作ったものは全て自分が「著作者」？

- 大学が企画を立てて教職員が**職務上**作成した著作物（大学案内、学務システム 等）



企画を立てたことは、大学の**発意**と考えられ、法人著作の要件を満たし著作権は大学に原始帰属する。

- 教職員が研究活動の過程で作成した著作物（論文、著書 等）



研究活動は**職務上**の要件に該当すると考えられるが、大学の**発意**か否かは別の要件であり、**発意**の要件を満たさなければ著作権は教職員に原始帰属する。

3. 自分が作ったものは全て自分が「著作者」？

- 学生が教員の指導の下で作成した著作物（論文，著書 等）



学生は，大学と雇用関係がなく，**職務上**の要件を充たさないため，著作権が大学に原始帰属することにはならない。

大学に著作権を原始帰属させるためには，著作物（論文，著書 等）を作成するにあたり，学生をアルバイトとして雇用する等，**職務上**の要件を満たすようなことは考えられる。

小 括

保護対象	著作物	思想または感情を創作的に表現したものであって文芸, 学術, 美術または音楽の範囲に属するもの(2条)
権利者	著作者	著作物を創作した者(Author)
	著作権者	著作権を有している者(Owner)
権利の発生	無方式主義	登録・届出等の手続きを要しない
保護期間	個人著作	著作物の創作時から著作者の死後70年
	法人著作	著作物の創作時から公表後70年 未公表のときは, 創作時から70年

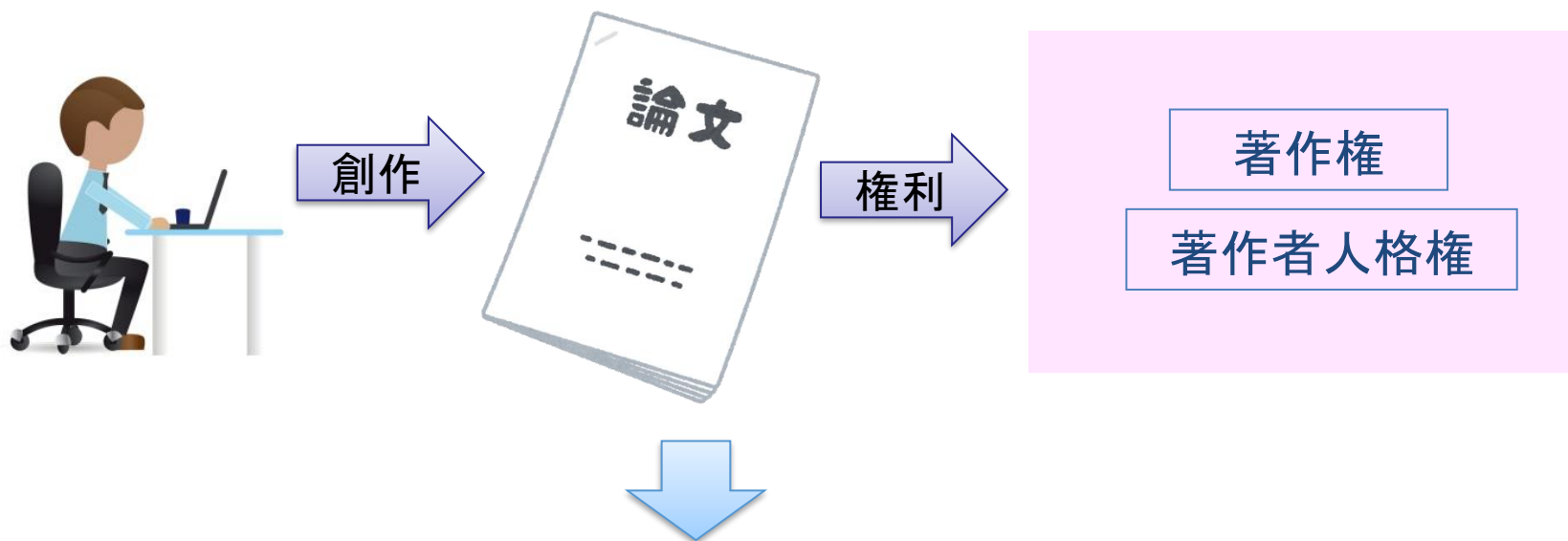
4. 自分が書いた論文は勝手に配っていい？

大学教員の論文は、学問の自由(憲法23条)と密接に関連しており、職務著作ではなく、**大学教員に著作権が帰属**すると考えられる。

著作者

著作物

著作者の権利



理工系学会では、投稿論文の採録の際、**著作権譲渡契約を学会と締結し、著作権を学会に譲渡し、著作者人格権の不行使とすることが殆どである。**

4. 自分が書いた論文は勝手に配っていい？

情報処理学会著作権規程

(著作権の帰属)

第2条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作権は本学会に最終原稿が投稿された時点から原則として本学会に帰属する。

(不行使特約)

第3条 著作者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

(著作者の権利)

第5条 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに対し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

4. 自分が書いた論文は勝手に配っていい？

情報処理学会に著作権を譲渡した論文を著者自身が利用する際に届け出が不要な場合は？



- (1) 著作者の権利として具体的に認めている利用
 - a) 個人(あるいは属する組織やグループ)のWebサイトへ掲載
 - b) 研究報告等を論文として他学会へ投稿(著作権を返還しない場合)
 - c) 25%以上変更して利用
- (2) 著作権法で認められている範囲の個人利用や教育目的での利用
- (3) 所属する組織あるいは研究助成金の提供者などへの義務としての報告での利用

5. 自分が作ったプログラムは勝手に配っていい？

著作権法のプログラム

電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する**指令を組み合わせたもの**として表現したものをいう(2条1項10号の2)



- 言語の著作物の一例
- 誰が作成しても同一となる表現やありふれた記述は創作性がなく、著作物として保護されない
- 一つの指令だけではプログラムといえない

5. 自分が作ったプログラムは勝手に配っていい？

(著作物の帰属)

- 職務著作物の著作者は大学とし、大学はその著作者人格権及び著作権を保有する。
- その他の著作物の著作者は、著作物を作成した教職員等とし、教職員等は著作物の著作者人格権及び著作権を保有する。
- その他の著作物を第三者に有償で使用許諾又は譲渡を行う必要が生じた場合、教職員等は大学に届け出ることとし、大学が譲渡を受けると決定したときは、著作物の著作権を大学に譲渡する。

国立大学法人新潟大学職務発明規程第6条2項

<https://www.ircp.niigata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/hatsumeikitei-R2.2.20.pdf>



プログラムの著作物を有償で使用許諾又は譲渡を行う場合には、大学が著作権を譲り受け、大学が相手方と契約する。

6. HP制作・SNSで気をつけることは？

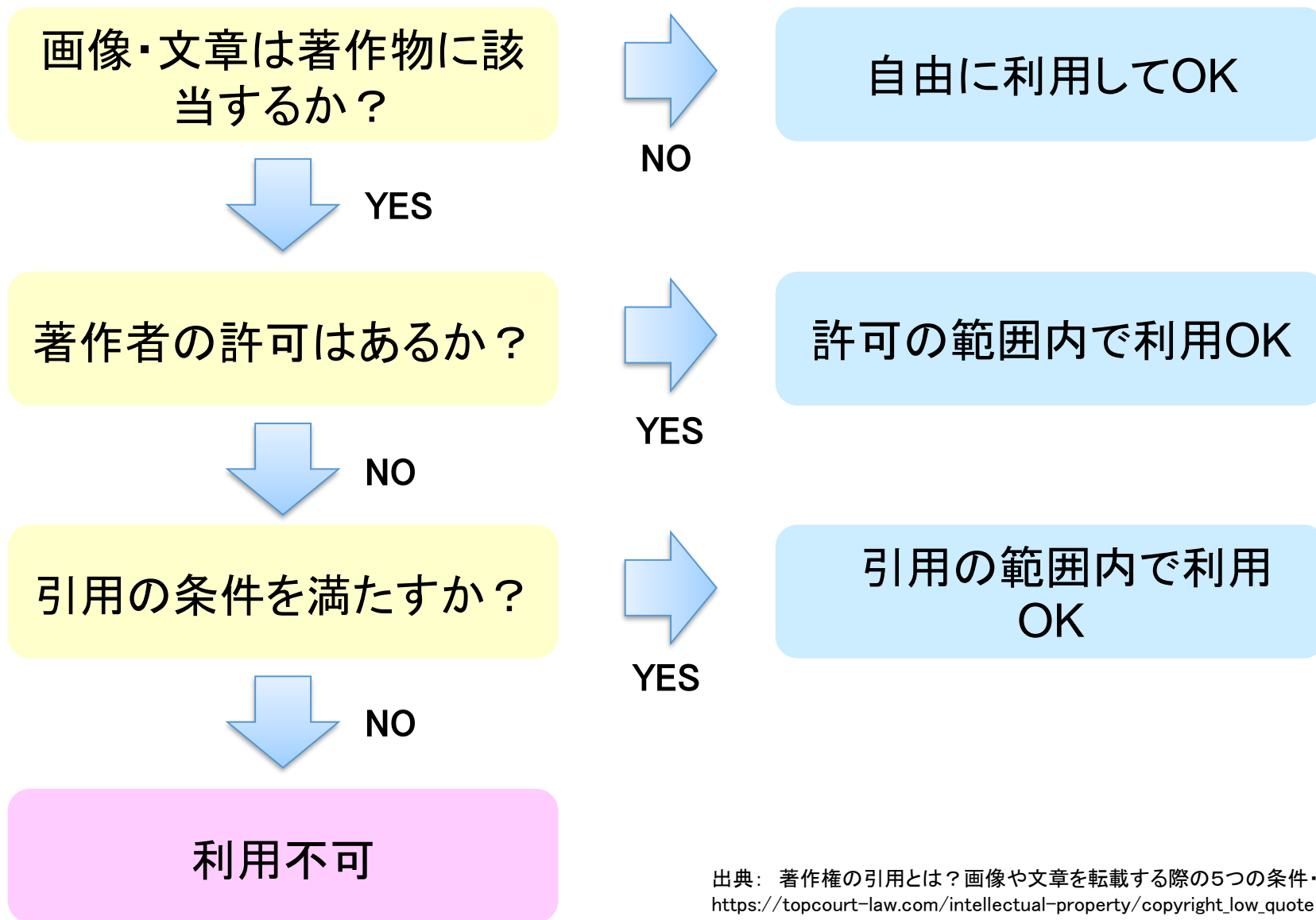
- HP制作・SNSにおいて他人の著作物を使用する際に注意することは？

- 著作権法は私的使用のための複製は認められているが、HP・SNSは不特定多数の者からのアクセスが可能であり、私的使用の範囲を超える。
- HP・SNSコンテンツをサーバにアップロードすることは送信可能化することになる。



- 著作権者から複製及び公衆送信の許諾を得る。
- 公正に著作物を引用する。引用とは、批評、紹介、検証などの目的で使用することであり、著作権者の許諾は不要

6. HP制作・SNSで気をつけることは？



出典：著作権の引用とは？画像や文章を転載する際の5つの条件・ルール
https://topcourt-law.com/intellectual-property/copyright_low_quote

6. HP制作・SNSで気をつけることは？

引用の具体例

- ① 引用の箇所は、「」等で囲む(明瞭区別性)
- ② 質量共に、自説が主に、引用箇所が従になるようにする(主従関係)
- ③ 参考とした書籍や文献等と該当ページを明記する(出典明示)
- ④ 自説を補強等するために必要な箇所のみを引用する(必要最小限)



「大学の講義は、選択することができる。それは、学生が主体的に学問に取り組めるということである。」⁽¹⁾、と言われるように、一般的に大学では高校までの教育とは異なり、学生が自らの選択により能動的に学習することが求められる。

そして、能動的学習を通じて、社会人として必要な能力、例えば、行動力、考え抜く力、コミュニケーション力などを身につけることにもつながる。

注

(1) 大学太郎, 「知っておきたい大学での学び」第1版, 大学出版社, 2019年, P10

6. HP制作・SNSで気をつけることは？

● ホームページに無断でリンクを張ることは著作権侵害となるか？

リンクとは、自分のホームページに他人のホームページなどを結びつけてクリックするだけで目指すウェブサイトやページにジャンプできるようにすることである。




- アップロードされた動画などをHPにリンクすることは、単にサイト上にあるコンテンツにたどり着けることを指示したにとどまる。
- コンテンツを複製，送信するのではないため著作権侵害とはならない。ただし、**リーチサイト**は著作権侵害に該当する。
- HPのフレーム内にコンテンツを取り込んだ場合は、複製権及び同一性保持権侵害となる可能性がある。

7. 大学で自由につかっていい著作物は？

学校における例外措置（公共性の観点）

- 教員及び学生が、**授業の教材として使うため**に他人の著作物をコピーして配布する場合（35条1項）
- 試験又は検定のために他人の著作物を使って**入試問題**を作成し、配布する場合又は当該試験問題をインターネットなどで送信する場合（36条）
- 発表用資料やレポートで他人の著作物を**引用**して利用する場合（32条1項）
- **文化祭、部活動など**で他人の著作物を上演・演奏・口述（朗読等）する場合（38条1項）

ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご不明点等は  までお願いします。

地域創生推進機構ワンストップカウンター

E-mail: onestop@adm.niigata-u.ac.jp

OR

宮田 敦久

E-mail: miyata.atshisa@ccr.niigata-u.ac.jp